

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 新入社員の特別減税

Q：当社には、4月入社の新入社員が数名います。この新入社員については、所得税の特別減税はどうすればよいのでしょうか。

A：年末調整で特別減税をすることになります。

### 【解説】

今年は、2月1日以後支払われる給与から所得税の特別減税が行われています。この特別減税は、①2月以後に支給する給与の源泉徴収税額から特別減税額を控除する「月次給与特別減税」と、②年末調整の際に年間給与の年税額から特別減税額を控除する「年調給与特別減税」とに大別されます。

月次給与特別減税は、平成10年2月1日現在、給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人が対象となっています。

したがって、ご質問のように4月に就職した人については、月次給与特別減税を行うことはできません。このような人のうち、扶養控除等申告書を提出した人は、年末調整で特別減税を行うこととなります。

一方、転職者の場合は、月次給与特別減税額及び控除未済給与特別減税額の記載された旧勤務先からの源泉徴収票を再就職先に提出すれば、控除未済の額を限度として、再就職先で月次給与特別減税を行うことができます。

